

子育て・介護と

両立できる職場づくり に取り組む企業を応援します

子育てや介護と仕事を両立することができ、労働者が安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



子育て・介護と
両立しやすい職場づくり奨励金

10万円

……上限20万円
[1制度導入]

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度
- 支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）
対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所
申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

出産後の 職場復帰に

取り組む企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合 | 2回目以降
20万円/人 | **10万円/人**

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が、育児休業を3ヵ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



隠岐國商工会つうしん

令和7年

冬号



隠岐國商工会本所 TEL(08514)2-0376 FAX(08514)2-0775
知夫支所 TEL(08514)8-2166 FAX(08514)8-2373

Mail okikunishoko@space.ocn.ne.jp

HP <http://okinokuni.shoko-shimane.or.jp/>



年末調整業務についてのお知らせ

年内は26日(金)まで、年明けは1月5日(月)より受付いたします。

源泉所得税納期特例事業主さまは、令和7年7月～12月までの賃金支払分源泉所得税の納付が**令和8年1月20日(火)**までになっています。12月分賃金支払後随時受け付けますので、税務署から送られてきた封筒に入っている**源泉徴収簿等**に記入の上、従業員の**控除証明書**（生命保険、地震保険、個人年金、国民(厚生)年金、小規模企業共済など）、**納付書**と一緒に商工会までお持ちください。（源泉徴収簿のファイルも一緒にお持ちください。）

お願い！

下記に該当する場合、必要書類を提出、及びお知らせください。

- ・国民健康保険の保険料を支払っている従業員さんがいる場合→役場でもらえる**保険料の証明書**
- ・年金収入のある配偶者、給与等の収入のある配偶者、給与等の収入がある19歳以上の子供を扶養にする場合→**収入金額**をお知らせください。



令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として**令和7年12月1日**に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、**令和7年12月**に行う**年末調整**又は**確定申告**で適用されることになります。

(1) 基礎控除の見直し

所得税の基礎控除について、合計所得金額の区分が3段階から8段階へ変更され、控除額は最大で95万円となりました。

■ 基礎控除額

| 所得者本人の合計所得金額 | 基礎控除額 | | |
|--------------------|-------|---------|------|
| | 令和6年分 | 令和7年分以後 | |
| 132万円以下 | 48万円 | 95万円 | |
| 132万円超 336万円以下 | | 88万円* | |
| 336万円超 489万円以下 | | 68万円* | |
| 489万円超 655万円以下 | | 63万円* | |
| 655万円超 2,350万円以下 | | 58万円 | |
| 2,350万円超 2,400万円以下 | | 32万円 | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | | | 16万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | | | |

*合計所得金額132万円超655万円以下の3つの区分は、令和7年分と令和8年分の所得税のみに適用されます。令和9年分以後は、合計所得金額132万円超 2,350万円以下の区分の基礎控除額はすべて58万円となります。

(3) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円に引き上げられました。

(4) 同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し

合計所得金額などの金額要件が引き上げられました。

(2) 特定親族特別控除の創設

大学生年代の子などについて、控除対象扶養親族としての所得要件を超えた場合にも、一定の所得控除を受けられる仕組みが導入されました。この新たな控除を特定親族特別控除といいます。

特定親族とは...

所得者本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人。（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）

■ 特定親族特別控除額

| 特定親族の合計所得金額 | 控除額 |
|----------------|------|
| 58万円超 85万円以下 | 63万円 |
| 85万円超 90万円以下 | 61万円 |
| 90万円超 95万円以下 | 51万円 |
| 95万円超 100万円以下 | 41万円 |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超 123万円以下 | 3万円 |

扶養控除(特定扶養親族)と同額

段階的に控除額が減少

年末調整の仕方→

(YouTubeで見れます)



同一生計配偶者・扶養親族
配偶者特別控除の対象となる配偶者
ひとり親控除の生計を一にする子
勤労学生控除の勤労学生
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

合計所得金額 48万円以下→**58万円**以下
合計所得金額 48万円超133万円以下→**58万円**超133万円以下
総所得金額等の合計額 48万円以下→**58万円**以下
合計所得金額 75万円以下→85万円以下
必要経費に算入する金額の最低保障額55万円→**65万円**

